

電子資料（電子ジャーナル、電子ブック、データベース）の利用にあたって

上智大学短期大学部図書館

図書館では、本学構成員を対象に、電子ジャーナル、電子ブック、データベース等の電子資料を提供しています。これらの電子資料を利用することにより、学術情報の中から必要な論文等を検索し、入手することができます。

電子資料の利用方法は、大学と電子資料提供元との契約によって、利用規定として定められています。

利用規定に違反した場合、**一個人の違反行為であったとしても、大学全体に対して利用停止等のペナルティが科され、本学の学修、教育、研究活動に大きな損害を与えることとなります。**全学共有の情報資源として利用規定を遵守し、電子資料を学修・研究に活用してください。

提供元は、アクセスログにより、不正な利用が行われていないかを常に監視しています。「技術的に可能なこと」でも、契約上、「行って構わないこと」とは限りません。

意図的に不正な利用をしているわけではなくても、提供元が適正ではないと判断した場合には、利用停止措置を受けることがあります。悪意を持たず研究に必要なだからと積極的に利用しているだけでも、提供元に「機械的な過剰アクセス」と判断され電子資料の利用停止措置をとられるケースが最近発生しています。

利用規定に違反した場合、**その利用者と所属ゼミ教員、科長等に連絡して状況を確認し、利用の内容によっては利用者に対して相応の処分を行う**ことがあります。

皆様に十分注意して利用していただきますよう、お願いいたします。

* なお、電子資料利用中に、画面上に「過剰利用」「アクセス中止」等のメッセージが表示された場合には、直ちに利用を中止して、図書館へご連絡ください。（メールアドレス：hadano_library@sophia.ac.jp）

著作権法について

図書・雑誌等の紙媒体に限らず、全ての著作物には著作権があります（但し、憲法その他の法令等、例外を除く）。インターネット上で提供される文字・写真・図形等の情報についても、入手は簡単ではありますが、著作権法で著作権者の権利が保護されています。

著作権者に無断で他の電子メディアや印刷物等に転載したり、改変したりすることは、非営利の研究目的であっても行うことはできません。「入手したものは自分の自由にして良い」ということではありません。

1. 利用規定を事前に確認してください

電子資料の利用者は、サービス提供元によって定められた利用規定を遵守しなければなりません。電子資料によって利用規定は異なります。利用に際して、「利用規定」や「Terms and Conditions」等の規定を必ず熟読してください。**意図せずに契約に違反する不適切な行為を行ってしまう危険性がありますのでご注意ください。**

2. 一般的に禁止されている利用方法があります！

利用規定は電子資料によって異なりますが、一般的に次の利用は禁止されています。

- ★ 利用を認められた者（原則として本学教職員・学生等）以外に電子資料を利用させること。
- ★ 個人の研究、教育、学修利用以外の目的で内容を複製・頒布すること。
著作権の侵害に該当します。
- ★ **プログラム等を用いた機械的な検索・ダウンロード・印刷**を行うこと。
ブラウザ先読み機能、ダウンロード支援ツール、ボット、クローラ等を使わないでください。キーワードに合致する文献を、ツール等を使用して一括または連続して表示、ダウンロードする行為は認められません。
- ★ **短時間に個人利用を超えた大量の閲覧・ダウンロード**を行うこと。
(短時間の定義は、提供元により基準値が異なります。大学には非公開です。)
- ★ 特定の電子資料に対して**網羅的なダウンロード**を行うこと。
電子ジャーナルの一年分全ての論文を断続的にダウンロードすると、網羅的なダウンロードとみなされます。
雑誌 1 巻分全てを一度にダウンロードする、図書を全ページ印刷する等、特定の電子資料の網羅的なダウンロードは許可されていません。これらの行為は著作権の侵害に当たることがあります。必要な部分のみのダウンロードにしてください。

3. 「意図せず」おこなったことが、適正ではない行為とみなされたケースです！

- ★ ブラウザのタブ保存機能を有効にしていたところ、保存されていた電子ジャーナルの PDF ファイルが起動時に自動的に開いたことが原因で不正アクセスとみなされました。(短時間に複数回再起動したり、多数のタブを開いた状態で保存していると、過度のアクセスとみなされることがあります。)
- ★ PDF を大量に連続して開いたために、大量ダウンロードとみなされました。手動であっても、短時間に連続して PDF を開いたり、一つのリンクを連続してクリックすると、大量ダウンロードと判断されることがあります。
- ★ 論文執筆のために、ゼミ生の仲間と一緒に出版社のサイトにアクセスし、電子ジャーナルを手分けして検索、ダウンロードして関連論文を収集しました。(この時間内に、これだけの論文は「通読できないはず」という程度の基準で過度のアクセスと判断される場合もあります。【他大学の過去の事例：5分間に25回以上電子ジャーナルにアクセスした。2時間30分にわたって合計450回電子ジャーナルにアクセスした等】)
- ★ あるテーマについて書かれた論文を網羅的にチェックするために、電子ジャーナルサイト上で HTML 形式の抄録を順番に開いて見ていき、特定のキーワードが含まれていないか調査しました。(キーワードを確認するという単純な作業を繰り返し行ううちに、アクセスの頻度が多くなっていくことに気がつかなかった。→十分に気をつけて作業を行うか、Web of Science 等のデータベースを利用して確認してください。)
- ★ 電子ジャーナルのサイトを閲覧中、席を外した際に、机の本がキーボードの上に崩れていてファンクションキーが押しっぱなし状態になっていました。
- ★ 授業中に、特定のジャーナルを検索して論文収集をしました。(1分間に40回のアクセス)
- ★ 時間のある時に読もうと思い、電子ブックを全頁コピーしました。著作権の侵害に当たります。

この件についてのお問い合わせは、短期大学部図書館担当にメールでお問い合わせください。

メールアドレス：hadano_library@sophia.ac.jp